

第2章 教育課程の編成

第1節 教育課程編成の基本的な考え方

第1 教育課程編成の意義

幼稚園の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び同法施行規則並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、幼稚園教育の目的及び目標を有効に達成するための教育内容を、幼児の心身の発達に応じ、園や地域の実態に即して組織し、各園が幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどっていくかを明らかにするために編成する全体計画である。

幼稚園教育においては、各園の教育年限に応じて、3年保育の教育課程、2年保育の教育課程、1年保育の教育課程などを編成することが必要である。また、満3歳児の入園を扱う園においては、満3歳児の教育課程を編成する必要がある。

教育課程は各園において、園長の責任の下に全職員の協力によって編成するものである。

各園が創意工夫を生かして教育課程を編成するためには、幼稚園教育の内容と方法及び幼児の発達と生活について十分に理解することが大切である。特に、幼児期は、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同世代での集団生活を円滑に営む姿へと移行していく時期である。

各園では、このような幼児期の発達の特性を十分に踏まえ、幼児が充実した生活を展開できるように配慮しながら、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって教育を行うことが求められる。そのことにより、義務教育及びその後の教育の基礎、つまり生涯にわたる教育の基礎が培われることを十分考慮しなければならない。

第2 教育課程編成の基本方針

幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

各園においては、家庭との連携を図りながら、教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすることを念頭に置きながら教育計画を立てなければならない。

教育課程の編成作業は、園の指導計画を立てる上で、最も中核的な仕事である。各園においては、教育目標及び重点目標を明確にして、その具現化を目指した教育課程を編成しなければならない。その際、いずれの園においても、国が今回の改訂に当たって示した基本方針（第1章第1節第2の1参照）及び「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会」の報告（巻末資料参照）を踏まえる必要がある。

併せて、以下の4点に留意しなければならない。

1 幼児の心身の発達

各園において教育課程を編成する場合には、幼児の調和のとれた発達を図るという観点から、幼児の発達の見通しなどをもち、教育課程を編成すること。

2 幼稚園の実態

園の実態に応じて、効果的な教育活動を実施するためには、園の規模、教職員の状況、施設整備の状況などの人的・物的な条件を客観的に把握した上で、教職員の構成、遊具や用具の整備状況などについて分析し、教育課程の編成に生かすこと。

3 地域の実態

園を取り巻く地域社会の実態を十分考慮して、教育課程を編成することが大切である。また、地域の資源（近隣の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校、図書館などの社会教育施設、幼稚園の教育活動に協力することのできる人材など）の実態を考慮し、教育課程を編成すること。

4 創意工夫を生かすこと

園や地域の実態、幼児の心身の発達の実情を十分に踏まえ、創意工夫を生かし特色あるものとする。

第2節 教育課程編成の原則と手順

第1 教育課程編成の原則

1 関係法令等の共通理解

各園において教育課程を編成するに当たっては、教育基本法、学校教育法及び同法施行規則、幼稚園教育要領等を踏まえる。また、公立幼稚園にあっては、埼玉県幼稚園教育課程編成要領を踏まえるとともに、教育委員会規則等の示すところに従わなければならない。

関係法令等（巻末資料参照）

- ・教育基本法 第1条（教育の目的） 第2条（教育の目標） 第11条（幼児期の教育）
第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）
- ・学校教育法 第22条（幼稚園教育の目的） 第23条（幼稚園教育の目標）
第24条（子育ての支援） 第25条（保育内容）
- ・学校教育法施行令 第29条（学期）（休業日）
- ・学校教育法施行規則 第37条（幼稚園の教育週数） 第38条（幼稚園の教育課程の基準）
第39条〔準用規定〕
第48条、第49条、第54条、第59条から第68条まで（第65条の二及び第65条の三を除く）の規定は、幼稚園に準用する。
第48条（職員会議） 第49条（学校評議員） 第54条（履修困難な教科の学習）
第59条（学期） 第60条（授業終始時刻） 第61条（公立の休業日）
第62条（私立の学期及び休業日） 第63条（臨時休業） 第64条（講師）
第65条（学校用務員） 第66条（自己評価） 第67条（学校関係者評価）
第68条（評価結果の報告）
- ・学校保健安全法 第13条（児童生徒等の健康診断） 第20条（臨時休業）
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第21条（教育委員会の職務権限） 第33条（学校等の管理）
- ・教育委員会の規則
- ・幼稚園教育要領
- ・幼稚園教育要領解説

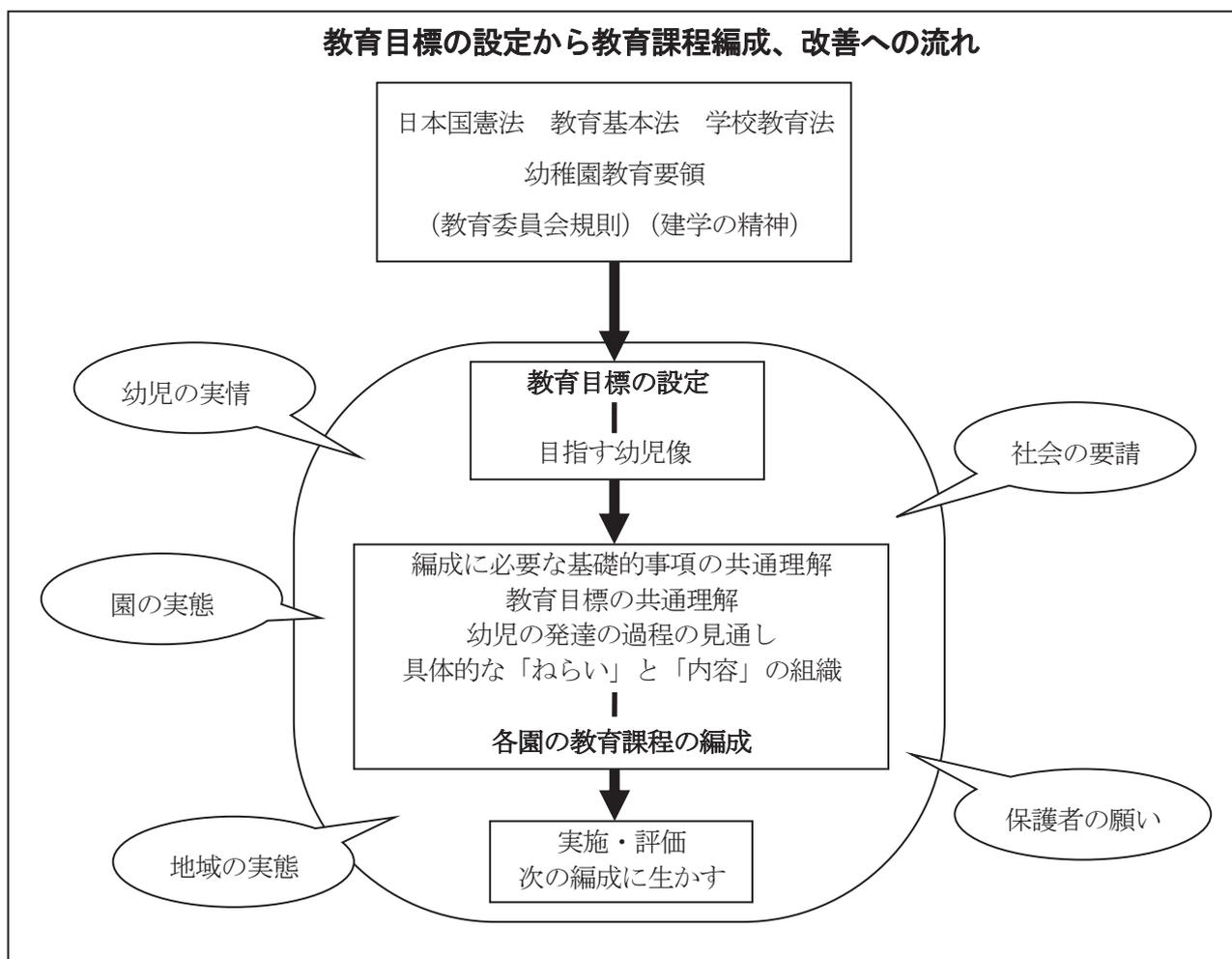
第2 教育課程編成の一般的な手順と留意事項

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育の内容と方法及び幼児の発達と生活について十分に理解し、幼児期の特性を十分に踏まえて、入園から修了までの発達の見通しをもち、きめ細かな対応が図られるようにすることが大切である。

1 編成の手順

教育課程は各園の実態に即して編成するものである。編成に当たっては、幼稚園生活の全体を通して、幼稚園教育要領第2章に示す「ねらい」が総合的に達成されるよう、幼児の心身の発達の実情及び園や地域の実態、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程を考慮して、教育目標の達成に必要な具体的な「ねらい」と「内容」を組織しなければならない。編成の手順には一定のものはないが、ここでは一般的な手順を示す。併せて、次頁の「2 具体的な編成の手順と留意事項」において具体的な内容を述べる。

- (1) 編成に必要な基礎的事項についての共通理解を図る
- (2) 教育目標に関する共通理解を図る
- (3) 幼児の発達の過程を見通す
- (4) 具体的な「ねらい」と「内容」を組織する
- (5) 教育課程を実施した結果を評価し、次の編成に生かす



2 具体的な編成の手順と留意事項

(1) 編成に必要な基礎的事項についての共通理解を図る

ア 関係法令、幼稚園教育要領、幼稚園教育要領解説などの内容（関係法令：巻末資料参照）

イ 幼児期の発達、幼児期から児童期への発達

ウ 園や地域の実態、幼児の発達の実情等

- ・ 園の施設・設備、園地、園舎、教具、教育年限、教職員等の構成
- ・ 地域の歴史的背景、自然環境、教育的環境、社会的環境、地域行事等
- ・ 幼児の家庭環境、成育歴、心身の発達の特性、興味や欲求の傾向等、生活経験や発達の過程

エ 社会の要請や保護者の願いなど

(2) 教育目標に関する共通理解を図る

園において現在果たさなければならない課題や期待する幼児像などを明確にして教育目標についての理解を図る。

(3) 幼児の発達の過程を見通す

ア 幼稚園生活の全体を通して、幼児がどのような発達をするのか、どの時期にどのような生活が展開されるのかなど、発達の節目を探り、長期的に発達を見通す。

イ 幼児の発達の過程に応じて教育目標がどのように達成されていくかについて、およそ予測する。

(4) 具体的な「ねらい」と「内容」を組織する

幼児の発達の各時期にふさわしい生活が展開されるよう、適切な「ねらい」と「内容」を設定する。その際、幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して、幼稚園教育全体を通して、幼稚園教育要領の第2章に示す事項が総合的に指導され、達成されるようにする。

(5) 教育課程を実施した結果を評価し、次の編成に生かす

幼児が育つ道筋に鑑みて、その園の教育の進め方を常に振り返りながら、教育課程がどのように実施されたかについて反省・評価を行い、必要に応じて改善を図る。

(改善の方法の一般的な手順：第2章第4節第3の3参照)

第3節 教育課程の役割と編成等

第1 教育課程の役割

1 義務教育及びその後の教育の基礎を培うこと

学校教育法第22条には、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培う」とあり、これは幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育を適切に行うことが、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことにつながることを意味している。幼稚園では、幼稚園教育要領で示すところの「ねらい」が総合的に達成されることを目指して教育を行うことにより、「生きる力の基礎」を育成している。そして、その成果が義務教育につながり、さらに義務教育以降の教育につながる。つまり幼稚園教育は、義務教育の基礎を培うことはもとより、義務教育以降の教育の基礎、つまり生涯にわたる教育の基礎を培う重要な役割を担っている。

2 法令や幼稚園教育要領に基づく教育を行うこと（適切な教育課程の編成）

公の性質を有する幼稚園は、国立、公立、私立を問わず、教育基本法や学校教育法などの法令や幼稚園教育要領に基づいて教育課程を編成しなければならない。その際、園長は、幼稚園全体の責任者として指導性を発揮し、幼児の心身の発達の実情及び園や地域の実態を踏まえるとともに、創意工夫を生かし特色あるものとするのが大切である。

3 教育目標を効果的に実現すること（カリキュラム・マネジメントの実施）

各園には、教育期間の全体にわたって幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児が充実した生活を展開できるような教育課程を編成し、それを実施、評価、改善していく「カリキュラム・マネジメント」を実施することが求められる。（詳細は第2章第4節第3参照）

各園においては、全体的な計画※（下枠内参照）にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（第1章第1節第2の2参照）を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各園の教育活動の質の向上を図っていくことが必要である。

※全体的な計画の作成

各園においては、教育課程を中心にして、教育課程に基づく指導計画、教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などに関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成することが必要である。

全体的な計画の作成に当たっては、園長のリーダーシップの下で、園全体の教職員が、教育課程の基本的な理念や目指す幼児像、幼稚園修了までに育てたいこと等について十分に話し合い、共有していく必要がある。「教育課程を中心に」ということは、各計画を作成する際には、教育課程に示す教育理念や目指す幼児像、幼児の発達の過程、指導内容を念頭に置きながら、全体としてまとまりのあるものを作成していくことである。そのことが一貫性のある安定した幼稚園生活をつくり出すことにつながる。また、教育活動の質向上のためには、教育課程の実施状況の評価・改善を通して、全体的な計画そのものも見直していく必要がある。

第2 教育目標と教育課程の編成

1 教育目標の設定

教育目標は、その園や園長、保護者の教育への願いはもとより、幼稚園教育に関わる法令に示された国の願いが集約されたものとする必要がある。このため、教育目標の設定に当たっては、幼児の姿、家庭や地域の実態・園の施設及び設備の状況を考慮して、幼稚園教育要領に示された、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5つの領域を勘案して決める必要がある。

また、教育目標は各園における実現したい目標、園が目指す幼児像が明確に描かれていることが大切であるとともに、そのときどきの子供の育ちの変化や社会の変化に対応して変えていくことも必要である。

各園の教育目標は、年度ごとの教育方針や努力目標と異なり、教育的価値が高く、継続的な実践に耐え得る必要がある。しかも、評価の基準となり得るような具体性を有することも必要である。した

がって、各園での工夫を生かして設定していくことが求められる。

教育目標は、標語的に表したものと具体的な内容を含んだものとに大別できる。次に一例として、A園、B園、C園、D園の4種類の教育目標を示した。

[A園] (目標と目指す園の姿を示したもの)

- 幼児一人一人のよさを生かし、地域で伸びる子の育成
 - ・生き生きのびのびした幼児を育てます
 - ・幼児の思いに寄り添い、よさを生かします
 - ・地域に開かれた幼稚園になります

[B園] (目標と目標につながる目指す幼児像を示したもの)

「豊かな心を育てる」

- (1) 健康で生き生きした子
- (2) 友達と仲よく遊ぶ子
- (3) 感じたこと考えたことをのびのびと表現する子
- (4) 自然に親しみ進んで物事に取り組む子

[C園] (3つの観点での具体的な目標を文で示したのち、標語的文言を加えたもの)

- 明るくのびのびと行動する中で、心と体の健全な発達を促す (丈夫な体)
- 自分の力で行動することの充実感を味わいながら自分で考え、自分で行動できる態度を育成する (自立する心)
- 身近な事象に関心をもち、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などを養う (豊かな心)

[D園] (標語的な文言とその具現化された幼児像を掲げたもの)

あかるく・・・明るくすなおで、自信をもって生き生きと自分の思うことを表現する子
なかよく・・・よいきまりを身に付け、やさしい心で友達や身近な人々と適切に関わる子
たくましく・・・元気でのびのびと遊び、なにごととも自分の力で意欲的にやろうとする子

A園、B園では、1つの教育目標を設定し、その後、より具体的な内容を含んだ目標を複数挙げていく。C園では、具体的な内容を含んだ目標を複数設定し、各目標の文末には括弧書きで標語的な文言を加えている。D園は、標語的な3つを提示したのち、それに対応させる形でより具体的な内容を含んだ目標を示している。実際には、ここに例示した以外にも様々な形が見られる。

標語的なものは、教育目標の重点がはっきりするが具体的内容がつかみにくく、また一方、具体的内容を含んだものは、教育目標の重点が不明瞭になりがちなど一長一短があるので、これらを考え合わせて適切と思われる園の教育目標を示すことが望ましい。

また、各園で設定する教育目標は、下枠内の1～7の要件を具備する必要があるので留意したい。

- 1 法に定められた幼稚園教育の目的や目標の達成を前提とすること。
- 2 幼稚園教育要領に示されている幼稚園教育の基本を踏まえること。
- 3 教育委員会の規則、指導、方針に従うこと。(公立幼稚園の場合)
- 4 園長をはじめとする教職員の考えが反映されるとともに園や地域の実態等に即していること。
- 5 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なこと。
- 6 年度の教育方針や努力目標とは異なり、より基本的なもので、かつ継続的な実践に耐えうるものであること。
- 7 前年度から引き続いて継続される場合でも、教育目標の設定された背景や目指す方向について、教職員間で確認し合っているものであること。

2 教育課程の編成

各園においては、園の教育目標の達成を目指し、幼児の発達を見通し、その発達が可能となるよう、それぞれの時期に必要な教育内容を明らかにし、計画性のある指導を行うことが求められる。

そのため各園では、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、教育目標に向かって、その園における教育期間の全体にわたってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児が充実した生活を展開できるような計画を示す教育課程を編成して教育を行う必要がある。併せて、園における教育課程の編成の基本的な方針について、家庭や地域と共有できるよう分かりやすく説明していくことが求められる。

教育課程の実施に当たっては、幼稚園教育の基本である「環境を通して行う教育」の趣旨に基づいて、幼児の発達や生活の実情などに応じた具体的な指導の順序や方法をあらかじめ定めた指導計画を作成して教育を行う必要があり、教育課程は指導計画を立案する際の骨格となるものである。

第3 教育課程編成上の基本的事項

1 教育課程の編成

(1) 「ねらい」と「内容」を組織する

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育要領に示されている「ねらい」や「内容」をそのまま教育課程における具体的な指導の「ねらい」や「内容」とするのではなく、園の教育年限における幼児の「発達の過程」を長期的な視野で捉えつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮しながら、幼児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体化した「ねらい」や「内容」を設定する。その際の留意点について、次のア、イの2つの視点から述べる。

ア 「幼稚園や地域の実態」に即した「ねらい」及び「内容」の組織

幼稚園や地域の実態は、次のように整理できる。

○ 幼稚園の実態

園の規模、教職員の状況（特に教職員の構成）、施設・設備の状況（特に遊具や用具の整備状況）

○ 地域の実態

都市、農村、山村などの生活条件や環境、文化などの特色、地域の資源（近隣の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校、図書館などの社会教育施設、園の教育活動に協力することのできる人材）

上記の諸条件は、園ごとに全て異なり、一様ではない。したがって、各園で編成される教育課程も、創意工夫が生かされ特色あるものでなければならない。各園においては、園や地域の実態及び幼児の心身の発達など、教育課程編成のための基礎資料を整理しておくことが必要である。

イ 「幼稚園教育の基本」を踏まえた「ねらい」及び「内容」の組織

幼稚園教育の基本、特に総合的な指導については、次のように示されている。

- 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
(幼稚園教育要領第1章総則第1の2抜粋)

上枠内の内容を踏まえつつ、幼児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体化した「ねらい」や「内容」を設定する必要がある。

教育課程の編成に取り組む際には、入園から修了までの教育期間の幼児の発達の過程を捉え、それぞれの発達の時期における幼児の主な経験や、入園から修了までを通した教育目標の達成を図るための指導内容を、各領域に示す事項に基づいて明らかにしていく。

発達の時期にふさわしい具体的な「ねらい」や「内容」を組織する際には、各領域の「ねらい」や「内容」のすべてを視野に入れるとともに、各領域の「ねらい」が総合的に達成されるよう領域相互の関連を考慮することが必要である。

(2) 幼児期の発達の特性を踏まえる

幼児期においては、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同年代での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へ移行していく。教育課程の編成に当たっては、このような幼児期の発達の特性を十分に踏まえて、入園から修了までの発達の見通しをもち、きめ細やかな対応が図られるようにすることが重要である。

(3) 入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつ

発達の節目を探る視点の一つとして、幼児の園生活への適応の状態や興味・関心の傾向、季節などの周囲の状況の変化などから、実際に幼児が展開する生活が大きく変容する時期を捉えることなどが考えられる。そして、「ねらい」や「内容」の全てを視野に入れるとともに、幼児の生活の中で、それらがどのように相互に関連しているかを十分に考慮することが大切である。

(4) 教育課程の編成の実際

教育課程はそれぞれの園において、全教職員の協力の下に園長の責任において編成するものであり、法令や幼稚園教育要領に示されたことを十分理解すると同時に、実践を通してそれぞれの園の実態に即したものとなるようにすることが大切である。それぞれの園の実態や人的、物的な条件や特色を生かし、創意工夫のある教育課程を編成する必要がある。

(編成の手順：第2章第2節第2の1及び2参照)

(5) 教育課程の評価・改善

教育課程の実施状況を評価して改善する際は、指導計画で設定した具体的な「ねらい」や「内容」などのように、比較的修正が可能なものもあれば、人的、物的な諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力をしなければならないものもある。また、幼稚園内の教職員や設置者の努力によって改善できるものもあれば、家庭や地域の協力を得つつ改善の努力を必要とするものもある。それらのことを見定めて教育課程の改善を図り、一層適切な教育課程を編成するように努めなければならない。

(改善の方法：第2章第4節第3の3参照)

2 教育週数

幼稚園において教育課程を編成し、これを実施するに当たっては、毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き39週を下ってはならないと示されている。

特別な事情とは、台風、地震、豪雪などの非常変災、その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指している。次頁枠内に教育週数の算出の仕方を示す。

[教育週数の算出の仕方]

- ・ 1週は、月曜日から金曜日までの5日間とする。
- ・ 月曜日から金曜日まで教育を行う週において、週の途中で休業日（祝日、開園記念日等）が入る場合であっても1週と数える。
- ・ 学期の始めと終わりが週の途中である場合については、日数で数えて週に換算し、○週△日とし、この週数は月曜日から金曜日まで教育を行う週数に加えると同時に、5日に満たない△日は端数として扱う。
この場合の祝日等は日数に加える。

例 月曜日から金曜日まで教育を行う週が年間37週で、
学期の始めと終わりの日数の合計が12日の場合

学期の始めと終わりの日数の合計の12日を週に換算すると、2週と2日

よって、年間の週数は、37週+2週=39週

端数の2日は切り捨てずに教育を行うので、合わせて39週と2日となる。

3 教育時間

教育課程に係る1日の教育時間は、登園時刻から降園時刻までの教育が行われる時間のことであり、幼児の園における教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考慮して4時間を標準としている。

それぞれの園においては、幼児の年齢や教育経験などの発達の違いや季節などに適した教育時間を定める必要がある。この場合、保育所の整備が進んでいない地域においては、園の実態に応じて弾力的な対応を図ることが必要である。

第4節 「教育課程の編成と実施」における評価と改善

第1 幼稚園における教育課程の評価

幼稚園においては、編成、実施した教育課程が教育目標を実現する効果的な働きをするよう、教育課程の実施状況の評価し、改善を図ることが求められている。

教育課程の編成と実施の評価は、各園の教育目標の達成のために編成される教育課程及びそれに基づく実施状況が適切であったか否かを確認するために行うものである。言い換えれば、教育課程に基づいて作成された長期（年・学期・月・期）及び短期（週・日）の指導計画とそれに沿って実践された日々の結果を相互にフィードバックさせつつ、教育課程の妥当性を吟味し、必要に応じてその修正・再構成を図るために取り組むものである。したがって、その評価は多角的な視点に立った、より客観性を備えたものでなくてはならない。

第2 学校評価における教育課程の評価

各園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図らなければならない。各園が行う学校評価は、学校教育法において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程に基づき教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは、学校評価と関連付けて実施することが重要である。

1 学校評価の実施方法

学校教育法において、学校評価の実施方法として、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定められている。「幼稚園における学校評価ガイドライン（平成23年改訂）」の中で、各園において重点的に取り組むことが必要な目標を設定し、その評価項目の達成・取組状況を把握するための指標を設定することの重要性が示されている。

評価項目・指標の設定に当たっては、教育課程・指導、保健管理、安全管理、特別支援教育、組織運営、研修などの分野から検討することが考えられる。園では、重点目標を達成するために必要な項目・指標などを精選して設定することが必要であるが、教育課程は中でも評価対象として重要である。

2 幼稚園における学校評価の特性

幼稚園における教育活動の特性として次の点が挙げられる。

- 教科等の学習を中心とする小学校以降の教育活動とは異なり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであること
- 義務教育ではないこと
- 私立幼稚園が多く選択の幅が大きいこと
- 小・中学校と比較して規模が小さいものが多いこと

各園では、教育の質を保証し、さらなる向上を図るため、次頁枠内の2点を十分認識し、学校評価を行う必要がある。

- (1) 幼稚園の教育活動は、幼稚園教育要領に示された内容により実施される。その際、「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」、「遊びを通して総合的な指導が行われるようにすること」、「一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること」を重視して行わなければならない。幼稚園の学校評価を行うに当たって、特に教育活動の内容を評価する場合には、このことを十分に配慮し、適切に行う必要がある。
- (2) 幼稚園は義務教育ではなく、私立幼稚園など設置主体が多様であり、就園するか否かを含めて、選択の幅が大きい。各園は建学の精神や教育目標に基づき運営されているため、保護者にとっては、幼児の健やかな成長のために、学校評価を通してその園の学校運営の状況について理解することは重要なことである。また、園としても学校評価を行うことにより、保護者との連携協力の促進を図ることができる。

第3 教育課程の改善

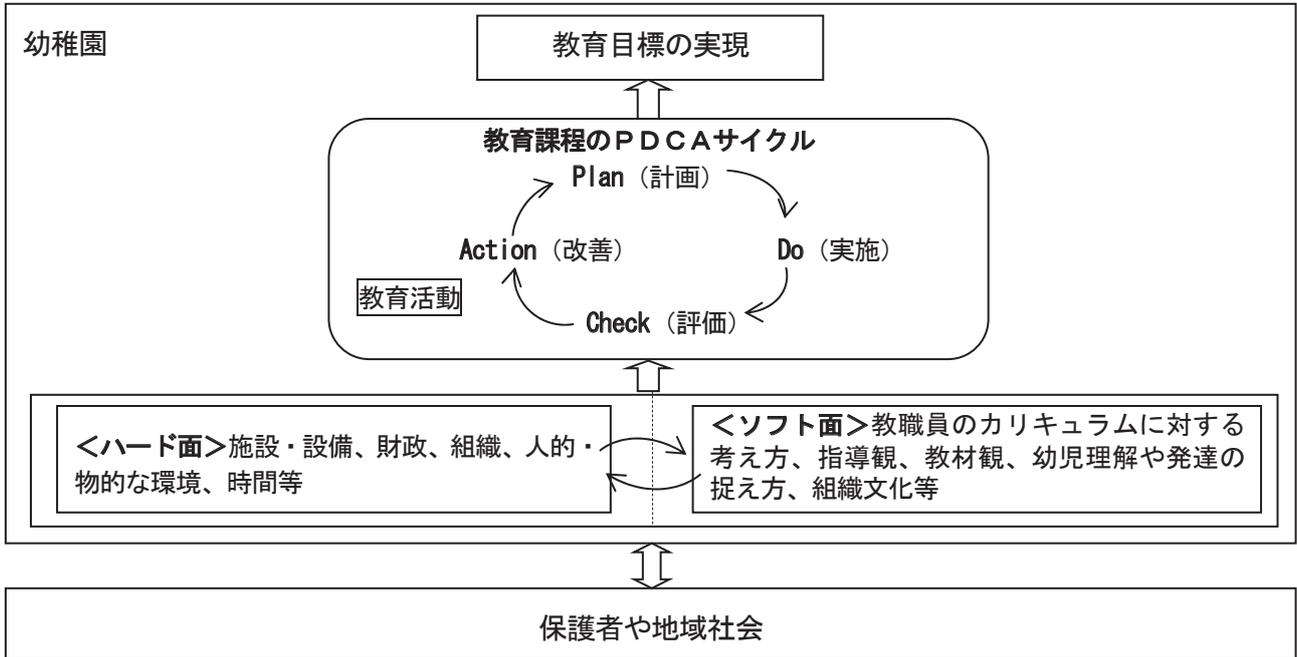
1 改善の意義

教育課程の改善は編成した教育課程をより適切なものに改めることであり、幼稚園は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。

教育課程を改善する際、園長は全体的な計画（第2章第3節第1の3参照）にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（第1章第1節第2の1参照）を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通して、各園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」を実施することが求められる。

「カリキュラム・マネジメント」とは、園の教育目標の実現に向けて、子供の地域や家庭での生活実態を踏まえ、教育課程を編成、実施、評価し、その上で改善を図るという教育課程のPDCAの一連のサイクルを計画的・組織的に実施していくことである。下の図はその過程を示している。

図 教育課程におけるPDCAサイクルの確立



教育活動を支えるのは、施設・設備、人的・物的な環境、財政、組織、時間等の「ハード面」と、教職員のカリキュラムに対する考え方、幼児理解や発達の捉え方、指導観、教材観、組織文化等の「ソフト面」であり、それらが有機的につながることがカリキュラム・マネジメントの基礎となる。この基礎が整い、さらに層が厚くなることで、幼児が豊かな体験を得られる教育活動を実施できる。

園の教育活動を支える「ハード面」と「ソフト面」、それぞれの充実とつながりの強化による改善が行われることで、園の教育活動が充実するとともに、その質をさらに高めることもできる。

2 改善の留意事項

教育課程を改善するに当たって、いくつかの基本的な事柄を示す。各園の状況に応じて参考としていただきたい。

(1) 全教職員が協力して組織的に進めること

ア 教育課程の問題点の確認、改善方針や改善策の立案、改善策の実現などを検討する組織づくりと、その円滑な運営を図る。

イ 園長の責任において、全教職員の意見を反映させて共通理解を図るように努める。

(2) 改善案の計画を立てて、積極的に進めること

ア 教育課程の改善について、学年末、学期末、学期内等で行えるよう年間計画の中に位置付けて、実施の過程における見直しを積極的に進める。

イ 指導計画はあくまでも予想に基づいて立てられた仮説である。幼児にとってふさわしい生活が展開されているかどうかについて、実践を通して日々反省・評価を行い、改善を図る。さらに、指導の過程で幼児の実態を洞察し、常にその環境が適切なものとなるように、計画の軌道修正を図る。

(3) 客観的な評価の資料を収集して進めること

教育課程の改善は、できるだけ多面的で継続的な評価に基づいた客観的な資料を収集して、そこから問題とその要因を明らかにすることが大切である。

3 改善の方法

「教育課程の編成と実施」の改善の方法として、一般的に次のような手順があげられる。

(1) 評価の資料を収集して検討する

ア 教育課程の評価に当たっては、具体的な評価基準を設け、それに基づいて行う。それによって得られた評価の結果を資料として収集し整理する。

イ 整理した評価の資料を詳細に検討し、指導の効果が顕著でなかった項目等については、指導目標・方法等を十分に検討する。

ウ いくつかの項目の評価の結果を関連付けて検討し、さらに項目全体にわたって評価の結果を総合的に検討する。

エ 様々な角度から検討して、教育課程のどの点に問題があるかを確認し、整理して明確にする。

(2) 整理した問題点を検討し、その問題点が教育課程自体にあるのか、あるいはそれを実践する上での指導計画の作成及び展開の仕方にあるのかなど、その所在及びその背景を明らかにする。

(3) 改善案をつくり、実施する →(1)へ

このようにして、園や地域の実態及び幼児の心身の発達の実情などに即したものと改善を図り、一層適切な教育課程を編成するように努めることが必要である。また、公立幼稚園においては、教育課程の改善に当たり、教育委員会等の指導助言を十分に役立てることも大切である。

第4 「教育課程の編成と実施」の評価の観点（第2章第2節第2参照）

1 教育課程の編成と基本に関する評価の観点

- (1) 教育基本法、学校教育法及び同法施行規則、幼稚園教育要領、さらに公立の園にあっては教育委員会規則等に基づいているか。
- (2) 教育目標について全教職員の共通理解が十分に図られているか。
- (3) 毎学年の教育週数、教育時間は規定を踏まえた上で、幼児の年齢や教育経験の違い、季節、園の実態などに適切に配慮しているか。
- (4) 園における全体としての幼児の実態と、幼児一人一人の心身の発達課題との関連が捉えられているか。
- (5) 教師や保護者の願い、地域や社会の要請に応えられているか。

2 教育内容の取り扱いに関する評価の観点

- (1) 幼稚園生活全体を通して、幼稚園教育要領第2章に示されている「ねらい」及び「内容」が総合的に達成されるようになっているか。
- (2) 教育時間や幼児の生活の経験が、幼児の発達の実情や地域の実態に即応するように考慮されているか。
- (3) 入園から修了に至るまでの長期的な展望に立って、幼児が充実した生活を展開できるように配慮されているか。
- (4) 短期の指導計画に基づいた、週や日の指導の反省・評価を長期の指導計画に生かし、それに基づく長期の指導計画の反省・評価が教育課程の改善に十分生かされているか。
- (5) 一人一人の幼児の成長、発達を多角的に捉えるとともに、それを環境や指導との関わりの中で考察し、教育課程の編成に生かすよう努めているか。

3 園経営の側面的評価の観点

- (1) 教育目標の達成を図るため、園長を中心として適切な園経営及び組織の活性化が図られているか。
- (2) 園の人的・物的な諸条件が適切に生かされるとともに、教職員が意欲をもって指導に取り組み、指導効果を上げているか。
- (3) 園の運営に当たっては、地域の人々の子育ての支援のために施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児教育のセンターとしての役割を果たすように努めているか。

第5節 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第1 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の留意事項

幼稚園における教育活動が行われる時間は、必ずしも4時間に限られるものではない。教育課程に係る教育時間外の教育活動は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が当該園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動である。

この教育活動を行うに当たっては、幼児の心身の負担に配慮することが必要である。また、次の1～5のような点にも留意することが必要である。

- 1 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
- 2 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 3 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
- 4 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活リズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
- 5 適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにすること。

この教育活動は、必ずしも教育課程に係る教育時間に行う活動と同じように展開するものではないが、学校教育法や幼稚園教育の基本を踏まえ、そこで示されている基本的な考え方によって幼稚園で行われる教育活動全体が貫かれ、一貫性をもったものとなるようにすることが大切である。

第2 子育ての支援の留意事項

近年、都市化、核家族化、少子化、情報化など社会状況が変化する中で、子育ての支援を行うことにより、保護者の子育てに対する不安やストレスを解消するなどして、子供のよりよい育ちを実現することが求められている。

幼稚園は、幼児の生活全体を豊かにし、健やかな成長を確保していくため、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、子育ての支援に努めていく必要がある。

幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者の登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取り組みを進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることが求められる。

各園で子育ての支援を行う際には、次の1～6のような点に配慮して、できるところから着実に進めることが大切である。

- 1 地域の様々な人々が気軽に利用できるような雰囲気をつくり、自然に足が向くような憩いの場を提供する。
- 2 子供への関わり方や自分の子育てについて悩みや不安を感じている保護者に対しては、その思いを十分に受け止めながら、保護者自身が自分の子育てを振り返るきっかけをつくったり、子育てについて学ぶ場面をつくったりするなどして、家庭の教育力の向上につなげていく。
- 3 園児の関係者に限らず、広く地域の人々を対象として行う。
- 4 保護者の養育が不適切である場合や家庭での育ちの状況が気になる子がいた場合の保護者支援については、子供の最善の利益を重視しつつ、園のみで抱え込むことなく、カウンセラーや保健師等の専門家、市町村などの関係機関と連携して、適切な支援を行っていく。
- 5 保護者による児童虐待のケースについては、児童相談所などの関係機関と連携する。
- 6 教育課程に基づく活動の支障となることのないようにする。